

自主防災組織防災計画

＜防災計画例＞

防災計画は、平常時及び災害発生時における防災活動を具体的に定めておくものですから、防災組織の地域の実情に応じて作成しましょう。

自主防災組織防災計画

1 目的

この計画は、自治会自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集、伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食、給水に関すること。
- (9) 防災資器材等の備蓄及び管理に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

(2) 普及の方法は、次のとおりとする。

- ア パンフレット、チラシ等の配布
- イ 自治会等の会報紙への記事登載
- ウ 座談会、講習会、防災映画会等の開催

5 防災訓練

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集、伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種別は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種別は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集・伝達
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出・救護訓練

(3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を策定する。

(5) 訓練の時期及び回数は、次のとおりとする。

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中又は防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年 回、個別訓練にあつては随時開催する。

6 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

- (1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、トランシーバー、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので出火防止の徹底を図るため、各家庭において、主として、次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 暖房用、調理用等の火気使用設備器具の整備及びその周辺を整理整頓する。
- イ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、三角バケツ、水バケツ等を各家庭に配備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当を要するものと認めたときは、医療機関又は、防災機関の設置する応急救護所に搬送する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予測されるとき、又は火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

避難命令が出たとき、又は防災組織会長が必要があると認めたときは、防災組織会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、防災組織会長の指示に基づき、住民を次に定める避難場所に誘導する。

ア 大規模地震による被害の発生が予測されるとき

公園

イ 台風等により、水災害の発生が予測されるとき

小学校

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食給水班は、市から配布された食料又は地域内の家庭等から提供を受けた食料等を配分し、又は炊き出し等を行う。

(2) 給食給水班は、市から提供され、又は井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資器材等

(1) 防災資器材等は、別途に定める配備計画により行う。

(2) 毎年 月 日曜日を全資器材の点検日とする。